

○北しりべし廃棄物処理広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

制 定 平成14年7月 1日条例第14号
最近改正 令和5年2月10日条例第 3号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果について必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

2 任命権者は、懲戒に付せられるべき事件が刑事裁判所に係属する間においても、同一事件につき懲戒の手續を進めることができる。

(減給の効果)

第3条 減給は、1月以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員については正規の勤務時間に対する報酬の月額、日額又は時間額、同項第2号に規定する会計年度任用職員については給料の月額又は日額）の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平15. 2. 12条例1）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令2. 3. 27条例3）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令5. 2. 10条例5）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項及び第1条の規定による改正前の北しりべし廃棄物処理広域連合職員の定年に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第2条の規定により退職した者（以下「旧定年退職者」という。）のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の広域連合長が定める情報（以下「勤務実績等」という。）に基づく選考（以下単に「選考」という。）により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用す

ることができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、施行日以後に第1条の規定による改正後の北しりべし廃棄物処理広域連合職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第2条の規定により退職した者（以下「新定年退職者」という。）のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）に達しているものを、選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績等が良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第3条 任命権者は、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第4項の規定にかかわらず、旧定年退職者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、新定年退職者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。）に達しているものを、選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第4条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第5条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第2条及び第3条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年（短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

4-2-4 (2)

広域連合職員の懲戒の手續き及び効果に関する条例

- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。
- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢)

第6条 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(暫定再任用職員の給与等)

第7条 暫定再任用職員（小樽市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年小樽市条例第31号。以下「令和4年小樽市定年改正条例」という。）附則第3条から第6条までの規定その他の条例の相当規定により、関係市町村（北しりべし廃棄物処理広域連合規約第2条に規定する関係市町村をいう。）その他の地方公共団体において暫定再任用職員として採用された職員で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17の規定により派遣を受けたものを含む。）の給与、勤務時間その他の勤務条件については、小樽市職員給与条例の一部を改正する条例（令和4年小樽市条例第33号）附則第4条、令和4年小樽市定年改正条例附則第10条その他の小樽市の暫定再任用職員に適用される条例の規定の例による。